

吹田市を含む大阪府下における住宅確保要配慮者の範囲

法で定められた者

- 低額所得者
- 被災者（発災後3年以内）
- 高齢者
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- 子ども（高校生相当以下）を養育している者（妊婦がいる世帯も含む）

規則で定められた者

- 外国人
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者
- DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- 北朝鮮拉致被害者等
- 犯罪被害者等
- 生活困窮者
- 更生保護対象者
- 東日本大震災による被災者

大阪府賃貸住宅供給促進計画で定める者

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- UIターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者